

【手帳について】

■ 身体障害者手帳

対 象	見ること（視覚障害）、聞くこと・平衡機能（聴覚・平衡機能障害）、ことば・音声・そしゃく機能（音声・言語機能障害）、手足（肢体不自由）・心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、肝臓（内部機能障害）に一定期間以上継続する障がいがある方
内 容	身体に障がいのある方が各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により、1 級から 6 級まで区分されています。 手帳が交付されると、サービスの利用、更生医療費の支給、補装具等の支給、日常生活用具給付、各種割引等が受けられます。ただし、障がいの等級によって受けられるサービスの内容が異なります。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7

◆こんな時は…

- 手帳を紛失または破損した場合や、障がい程度が変更・新たな障がいを追加する場合には、“再交付”の申請が必要です。
- 氏名、居住地が変わった場合は、“変更届”の提出が必要です。
- 治療により障がいが完治した場合や、手帳所持者が亡くなった場合には、“返還届”の提出が必要です。

◆判定機関

〒981-1217

名取市美田園二丁目 1 番地の 4 まなウェルみやぎ

●宮城県リハビリテーション支援センター（まなウェルみやぎ内）

身体障害支援班 TEL 7 8 4 - 3 5 9 1

■ 療育手帳

対 象	知的障害者（18 歳以上）および知的障害児（18 歳未満）。宮城県児童相談所、宮城県リハビリテーション支援センターにおいて、知的障害と判定された方。
内 容	知的障がいの方が各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により、A（重度）と B（中軽度）に区分されています。 手帳が交付されると、サービスの利用、日常生活用具給付、各種割引等が受けられます。ただし、障がいの等級によって受けられるサービスの内容が異なります。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7

◆こんな時は…

- 手帳を紛失してしまった場合、破損してしまった場合、記載欄に余白が無くなってしまった場合は、“再交付”の申請が必要です。
- 氏名、居住地が変わった場合は、“変更届”の提出が必要です。
- 手帳所持者が亡くなった場合は、“返還届”の提出が必要です。

◆再判定（手帳交付後の障がい程度の確認）について

原則として、18歳未満は2～3年ごとに、18歳以上は5年ごとに再判定が必要となります。判定の有効期限が切れる2～3ヶ月前に、児童（18歳未満）は町民課、大人（18歳以上）は保健福祉課より、それぞれ対象の皆さまへご連絡いたします。

◆判定機関

〒981-1217

名取市美田園二丁目1番地の4 まなウェルみやぎ

[18歳未満の方]

●宮城県中央児童相談所 TEL 784-3583（代表）

[18歳以上の方]

●宮城県リハビリテーション支援センター

知的障害支援班 TEL 784-3590

■ 精神障害者保健福祉手帳

対 象	精神疾患を有する方のうち、精神障がいのために長期にわたり、日常生活または社会生活に制限のある方（知的障害者の方は含まれません。）。
内 容	精神障がいのある方が社会参加と自立を図り、各種保健福祉サービスを受けるために必要な手帳です。 障がいの程度に応じて1級～3級まで区分されています。 サービスの利用、各種税金優遇措置、公共施設等の利用料金の割引等が受けられます。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507

◆こんな時は…

- 発行から2年ごとに更新の手続きが必要です。
- 居住地や氏名が変わった場合、手帳を紛失・破損した場合は窓口にて“再交付”の手続きが必要です。

◆判定機関

〒989-6117

大崎市古川旭5丁7-20

●宮城県精神保健福祉センター

総務班 TEL 0229-23-1658

【年金・手当など】

■ 障害年金

対 象	① 20歳前にすでに障がいをお持ちの方で、20歳に到達した方。 ② 国民年金加入中に病気やけがをして障がいになった方のうち、 ・初診日の前日時点で初診日がある月の前々月までの直近1年間で未納がない方 ・老齢基礎年金を受給していない方 上記①②のいずれかに該当し、障がいの程度が国民年金法に定める障害等級表の1級または2級の場合
内 容	加入している年金の種類によって、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金の3種類があります。 条件・内容・必要書類等については、それぞれの年金窓口にお問い合わせください。
窓 口	[障害基礎年金] 大郷町役場 町民課 年金担当 TEL 359-5504 [障害厚生年金] 仙台北年金事務所 お客様相談室 TEL 224-0895 (住所：仙台市青葉区宮町4-3-21) [障害共済年金] 所属官公署の共済組合

■ 特別児童扶養手当

対 象	心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母、または父母以外の養育者の方。おおむねの障がい程度は以下の通りです。 1級 ① 身体障害者手帳1級・2級をお持ちの20歳未満の児童 ② 療育手帳「A」をお持ちの20歳未満の児童 ③ 精神障害により日常生活において、介助や保護を必要とする児童 2級 ① 身体障害者手帳3級および4級（一部）をお持ちの20歳未満の児童 ② 療育手帳「B」（一部）をお持ちの20歳未満の児童 ③ 精神障害により他人の介助は必要としないが、日常生活が極めて困難な児童 申請書提出後、障害判定及び受給資格審査を行い、宮城県が決定します。
内 容	1級は月額58,450円（令和8年4月分～） 2級は月額38,930円（令和8年4月分～） が支給されます。 ※ 手当月額は、年平均の全国消費者物価指数を基準として、毎年見直されます。
注 意 事 項	障がい児自身が公的年金を受給できる場合や児童（社会）福祉施設等に入所している場合、また受給者又は同居する配偶者及び扶養義務者（直系親族や兄弟姉妹）の年間所得が一定額を超える場合は支給されません。
窓 口	大郷町役場 町民課 こども健康室 TEL 359-3030

■ 障害児福祉手当

対 象	在宅の20歳未満の方で、身体・知的・精神に重度の障がい（重度の障がい重複して2つ以上）を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方。医師の診断書により宮城県から認定されます。
内 容	月額16,560円（令和8年4月分～）で、年4回（2/5/8/11月）支給されます。
注 意 事 項	社会福祉施設に入所している場合や扶養義務者の年間所得が一定額を超える場合、障害を理由とする年金を受けている場合は支給されません。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507

◆こんな時は…

- 毎年8～9月に所得状況届・現況届の提出が必要です。役場から通知が届きましたら、忘れずに手続きしてください。
- 受給途中に、上記注意事項のいずれかに該当するようになった場合は、“受給資格喪失届”の提出が必要となります。

■ 特別障害者手当

対 象	在宅の20歳以上の方で、身体・知的・精神に著しく重度の障がい（重度の障害が重複して2つ以上）を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方。医師の診断書により宮城県から認定されます。
内 容	月額30,450円（令和8年4月～）で、年4回（2/5/8/11月）支給されます。
注 意 事 項	社会福祉施設に入所している場合、3ヶ月以上入院している（する）場合、扶養義務者の年間所得が一定額を超える場合は支給されません。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507

◆こんな時は…

- 毎年8～9月に所得状況届・現況届の提出が必要です。役場から通知が届きましたら、忘れずに手続きしてください。
- 受給途中に、上記注意事項のいずれかに該当するようになった場合は、“受給資格喪失届”の提出が必要となります。

■ 心身障害者扶養共済制度

対 象	県内に住所があり <u>65歳未満</u> で健康な方のうち、下記の障がいをお持ちの方を扶養している保護者の方。障がいをお持ちの方一人に対して、加入できる保護者は1名です。 ① 療育手帳「A」「B」、身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方 ② 精神又は身体に永続的な障がいのある方で①と同程度の障がいと認められる方
内 容	障がいのある方を扶養している保護者の方が加入者となり、毎月一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度障害になった時に、障がいのある方に対して終身一定額の年金が支給される任意加入の制度です。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507

【医療費等の助成】

■ 心身障害者医療費助成制度

対 象	- 身体障害者手帳１・２級（内部障害のみ３級の方まで）をお持ちの方 （障害が重複している方は、部位別の障害程度により対象外となる場合があります。） - 療育手帳「Ａ」をお持ちの方 または療育手帳「Ｂ」の方のうち、知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている方 - 特別児童扶養手当１級支給対象者の方 - 精神障害者保健福祉手帳１級の方
内 容	障害をお持ちの方の医療機関で支払う自己負担額と、入院した時の食事代の半額を助成する制度です。 医療機関等の窓口で「心身障害者医療費受給者証」と「保険証」「医療費助成申請書」（黄色）を提出のうえ、<u>自己負担額を病院にお支払いいただきます。</u> 診療月から約３～４ヶ月後に、助成金として自己負担額分を給付します。
注 意 事 項	この制度には所得制限があり、申請時に所得審査を実施します。 所得が一定の限度額を超える場合には、助成を受けることができません。
窓 口	大郷町役場 町民課 TEL 359-5504

■ 自立支援医療（更生医療）の給付

対 象	18歳以上の“ <u>身体障害者手帳所持者</u> ”で、宮城県リハビリテーション支援センターの判定により、給付が認められた方。（手術等の治療で確実に期待できるもの）																				
内 容	身体障害者で身体上の障害を軽くしたり回復させたりするための医療で、宮城県リハビリテーション支援センターの判定により認定を受けた方を対象に、医療費を助成します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の種類</th><th>手術名等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腎臓機能障害</td><td>人工透析療法、腎移植術等</td></tr> <tr> <td>心臓機能障害</td><td>冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込術、弁置換術等</td></tr> <tr> <td>小腸機能障害</td><td>中心静脈栄養法</td></tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td><td>肝臓移植術、抗免疫療法</td></tr> <tr> <td>免疫機能障害</td><td>抗 HIV 療法</td></tr> <tr> <td>肢体不自由</td><td>人工関節置換術、関節固定術等</td></tr> <tr> <td>視覚障害</td><td>白内障手術、角膜移植術、網膜剥離手術等</td></tr> <tr> <td>聴覚障害・平衡障害</td><td>人工内耳植込術、外耳道閉鎖形成術等</td></tr> <tr> <td>音声・言語・咀嚼機能障害</td><td>口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療等</td></tr> </tbody> </table>	障害の種類	手術名等	腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術等	心臓機能障害	冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込術、弁置換術等	小腸機能障害	中心静脈栄養法	肝臓機能障害	肝臓移植術、抗免疫療法	免疫機能障害	抗 HIV 療法	肢体不自由	人工関節置換術、関節固定術等	視覚障害	白内障手術、角膜移植術、網膜剥離手術等	聴覚障害・平衡障害	人工内耳植込術、外耳道閉鎖形成術等	音声・言語・咀嚼機能障害	口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療等
障害の種類	手術名等																				
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術等																				
心臓機能障害	冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込術、弁置換術等																				
小腸機能障害	中心静脈栄養法																				
肝臓機能障害	肝臓移植術、抗免疫療法																				
免疫機能障害	抗 HIV 療法																				
肢体不自由	人工関節置換術、関節固定術等																				
視覚障害	白内障手術、角膜移植術、網膜剥離手術等																				
聴覚障害・平衡障害	人工内耳植込術、外耳道閉鎖形成術等																				
音声・言語・咀嚼機能障害	口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療等																				
注 意 事 項	<u>入院前の申請が必要です。</u> ただし、緊急に対応が必要な“心臓・腎臓・小腸・免疫機能障害（肝臓機能障害は除く）”については、医療機関から事前に相談があった場合に限り、身体障害者手帳交付日から給付を決定することもあります。																				
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507																				

■ 自立支援医療（育成医療）の給付

対 象	現存の疾患を放置することにより将来同程度の障害を残すと認められ、「指定自立支援医療機関（育成医療）」の「主として担当する医師」が確実な治療効果が期待すると認めた場合
内 容	18歳未満のお子さんが病気や障害の治療を受けることで、将来生活がしやすくなると認められた時に、県の指定医療機関における治療のための医療費（入院、通院）を一部負担するものです。
注 意 事 項	入院前または入院中に申請が必要となります。 退院後の申請は認められませんのでご注意ください。
窓 口	大郷町役場 町民課こども健康室 TEL 359-3030

■ 自立支援医療費（精神通院医療）の給付

対 象	精神疾患の治療のため、継続した通院を必要とする方。
内 容	精神疾患の通院による治療を継続して受けられるよう医療費の自己負担を軽減する制度です。
注 意 事 項	○有効期間は一年間です。継続する場合は更新の申請が必要です。 ○通院にかかる医療費は原則1割負担になります。 ○受給者と同一保険加入者の町民税課税状況と本人の収入により、自己負担上限額を設定します。 ○制度利用が可能な医療機関・薬局・訪問看護・デイケアは宮城県知事または仙台市長が指定したものに限られます。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507

■ 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金

対 象	呼吸器機能障害の身体障害者手帳3級以上をお持ちの方。 （呼吸器機能障害のみで3級以上の判定を受けている方となります。）
内 容	使用する機器の電力量に応じ、電気料金の一部を助成します。
注 意 事 項	“施設などに入所したとき”や“1ヶ月以上入院したとき”は助成されません。 ※事前に届出が必要となります。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507

【障害者総合支援法】

■ 自立支援給付

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法では、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害含む）の方々に加えて、難病等の方々が対象となりました。

「障害支援区分」の範囲は「非該当」、「1」（軽度）から「6」（重度）までです。

◆サービス利用までの流れ

① 相談・申請

保健福祉課へご相談ください。ご相談の際にサービスの内容をご案内します。

相談の結果、サービスが必要な場合は、申請していただきます。

② アセスメント（調査）

役場職員（保健師等）が、障がいの状況や日常生活の様子について、お話を聞きにご自宅などへ伺いますので、ご都合のよい日時をお知らせください。

③ サービス利用計画作成

利用者が指定特定相談支援事業者を選択して、契約を結びます。相談専門支援員がサービス等利用計画案を作成し、サービス担当者会議等を開催し、サービスの調整を行います。

④ 認定

町が②、③をもとに、具体的にどのくらいのサービスが必要な状態かを調整します。

同時にサービスを使うことができる量【支給量】も決定します。

⇒決定された内容が書かれた【障害福祉サービス受給者証】を発行いたします。

⑤ 事業所と契約

サービスを利用する事業所を選択して利用契約を結びます。

⇒契約の際には【障害福祉サービス受給者証】が必要です。

⑥ サービスの利用開始

サービス利用の有効期限は 1 年間、【障害支援区分】の有効期限は 1 ～ 3 年間です。

有効期限の時期になりましたら、ご本人様・保護者様へお知らせします。利用継続が必要な場合は更新手続きをしてください。

◆こんな時は…

- サービスの利用を増やす・減らすなど、支給量の変更を希望する時は、“変更申請書”の提出が必要です。

■ 介護給付費

<窓 口> 大郷町役場 保健福祉課 Tel 3 5 9 - 5 5 0 7

◆ 訪問系サービス

サービスの名称	障害支援区分	内 容
居宅介護	1 以上	ホームヘルパーが、日常生活に支障がある障害者の世帯を訪問し、介護や家事のお手伝いをします。
重度訪問介護	4 以上	重度の肢体不自由者、又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する方に、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	—	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供します。
行動援護	3 以上	知的障害や精神障害により常に介護を必要とする方で、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	6	意思疎通を図ることに支障がある方で、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方又は、知的障害、精神障害で行動上著しく困難な方に、複数の福祉サービスを提供し包括的に支援を行います。

◆ 日中活動系サービス

サービスの名称	障害支援区分	内 容
療養介護	5 以上	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
生活介護	3 以上	施設に通い、入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	1 以上	障害者を介護している方が、冠婚葬祭、病気、旅行等により一時的に介護できない場合、施設で短期間支援します。

◆ 居住系サービス

サービスの名称	障害支援区分	内 容
施設入所支援	4 以上	在宅で生活することが困難な方が、施設に入所して、必要な介護や訓練を行います。

■ 訓練等給付費

<窓 口> 大郷町役場 保健福祉課 Tel 3 5 9 - 5 5 0 7

◆ 日中活動系サービス

サービスの名称	障害支援区分	内 容
自立訓練 (機能・生活訓練)	—	施設に通い、自立した日常生活を営むために必要な訓練、及び相談助言を行います。
就労移行支援	—	生産活動、職場体験又は就労に必要な知識能力の向上のために必要な訓練を行います。(2年間)
就労継続支援 ・ A 型 (雇用型) ・ B 型 (非雇用型)	—	通常の事業所に雇用される事が困難な方に、生産活動やその他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上の訓練を行います。
就労選択支援	—	就労系サービスの利用希望者を対象に、本人の希望、就労能力、適性等をアセスメントし、適切な就労先や働き方が選択できるようにサポートを行います。

◆ 居住系サービス

サービスの名称	障害支援区分	内 容
共同生活援助	—	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活の援助を行います。
宿泊型自立訓練	—	居室その他の設備を利用しながら、家事等の日常生活能力を向上するための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

◆ 居住支援系サービス

サービスの名称	障害支援区分	内 容
就労定着支援	—	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を利用して通常の事業所に新たに雇用された方の就労の継続を図るため、企業、医療機関等との連絡調整・相談を行います。
自立生活援助	—	居宅で単身生活をする方に自立した生活を送ることができるように、定期的に巡回訪問や随時の相談対応を行います。

■ 補装具費の交付及び修理

対 象	次の障がいに関する身体障害者手帳をお持ちの方。	
内 容	失われた身体機能を補完または代償し、日常や職業生活を容易にするために使われる用具の交付及び修理にかかる費用を助成します。 この制度を利用するためには、事前に「相談」と「申請」が必要です。 ※あらかじめ自費で購入・修理された補装具の費用を、あとから請求することはできませんのでご注意ください。	
	障害名	申請できる補装具
	視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡（コンタクトレンズ・矯正・遮光・弱視）
	聴覚又は音声言語障害	補聴器
	肢体不自由	義肢（義足・義手）、装具（下肢・靴型・体幹・上肢）、座位保持装具、電動車いす、車いす、起立保持具、歩行補助つえ、歩行器、頭部保持具
	その他	重度障害者用意志伝達装置
注 意 事 項	宮城県リハビリテーション支援センターでの判定が必要な場合があります。	
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7	

【地域生活支援事業】

■ 地域生活支援事業サービス

サービスの名称	内 容
移動支援事業	1人では外出できない肢体不自由の方及び視覚障害の方、また自閉症等で行動に問題があり、ひとりでは外出できない方に移動の支援を行います。
成年後見人制度 利用支援事業	知的障害や精神障害をお持ちの方で判断能力などが不十分な方に対して法定代理人（後見人など）を決めて預貯金管理（財産管理）や日常生活での様々な契約（身上監護）など権利擁護を行うためなどの支援を行います。
意思疎通支援事業	視覚・聴覚障害をお持ちの方のコミュニケーションの支援として、外出の際などに、手話通訳者・要約筆記奉仕員・代筆代読ヘルパー等の派遣を行います。
日中一時支援事業	家庭で介護されている保護者やご家族の方が、一時的に家庭で介護できない事情が生じた場合、施設で預かりを行う制度です。体験入所も含め、日々介護されているご家族の休養目的でも利用できます。
訪問入浴サービス 事業	家庭で入浴できない重度身体障害者の方に、移動入浴車を利用した入浴サービスを提供いたします。
相談支援事業	障がいをお持ちの方や家族の方が日常生活の中で、困ったこと、気になることなどお話を伺い、福祉サービスに関する情報提供や関係機関の紹介を行います。
自発的活動支援 事業	障がいをお持ちの方や家族、地域住民による、ピアサポートや障害をお持ちの方へのボランティア活動を支援します。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7

■ 障害者等緊急時支援体制整備事業

対 象	町内在住の障がいのある方で、主な介護者の不在（急病や葬祭等の急用）により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難となる方。
内 容	在宅の障がい者（児）とその家族等が緊急かつやむを得ない事情等により一時的に介護者が不在となる場合や、緊急で一時的な保護が必要な場合等について、緊急支援を行う体制を構築することで、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援を行います。
注意事項	原則登録が必要となり、利用にあたっては要件がありますので、事前にご相談ください。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7

■ 自動車運転免許証取得費助成事業

対 象	・身体障害者手帳をお持ちの方のうち、1 級から 4 級の方。 ・療育手帳をお持ちの方。 ・難病等治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度の方。
内 容	就労や社会活動等への参加のため運転免許証を取得する方の事業です。 申請者が免許取得のために自己負担した費用の2分の1（10万円まで）を上限として助成します。
注意事項	免許取得前に申請が必要です。 免許取得後の助成となりますので、領収書を保管しておいてください。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7

■ 日常生活用具の給付事業

対 象	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方で各品目の対象級に該当する方。																		
内 容	在宅の障害者(児)に対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付します。 ※介護保険サービスが優先となります。 <u>障害等級により支給できる品目が異なりますので、まずは担当へご相談ください。</u> なお、<u>事前に申請が必要</u>で、自費で購入した用具の費用を請求することはできませんのでご注意ください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害名</th><th>申請できる品目例 ※障害種別・等級により異なります</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td><td>ポータブル点字器、点字タイプライター、電磁調理器、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、時計、点字器、情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・プリンター等）、小型送信機、拡大読書器、点字ディスプレイ（聴覚障害と重複の場合）、視覚障害者用活字文書読み上げ装置</td></tr> <tr> <td>上下肢体幹障害</td><td>特殊便器、腰掛便座、昇降機能付便座、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具、移動リフト、歩行補助つえ、歩行支援用具、頭部保護帽、床ずれ防止用具</td></tr> <tr> <td>言語障害</td><td>携帯用会話補助装置、人工喉頭、人工鼻</td></tr> <tr> <td>呼吸器機能障害</td><td>酸素ボンベ運搬車（在宅酸素療法用）、ブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター</td></tr> <tr> <td>聴覚障害</td><td>聴覚障害者用屋内信号装置、通信装置、情報受信装置、点字ディスプレイ（聴覚障害と重複の場合）</td></tr> <tr> <td>腎臓障害</td><td>透析液加温器（腹膜透析用）</td></tr> <tr> <td>ぼうこう・直腸障害</td><td>収尿器、ストマ装具（尿路系・消化器系）、紙おむつ</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>訓練いす・訓練用ベッド（児のみ）、火災警報器、自動消火器</td></tr> </tbody> </table>	障害名	申請できる品目例 ※障害種別・等級により異なります	視覚障害	ポータブル点字器、点字タイプライター、電磁調理器、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、時計、点字器、情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・プリンター等）、小型送信機、拡大読書器、点字ディスプレイ（聴覚障害と重複の場合）、視覚障害者用活字文書読み上げ装置	上下肢体幹障害	特殊便器、腰掛便座、昇降機能付便座、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具、移動リフト、歩行補助つえ、歩行支援用具、頭部保護帽、床ずれ防止用具	言語障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭、人工鼻	呼吸器機能障害	酸素ボンベ運搬車（在宅酸素療法用）、ブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター	聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、通信装置、情報受信装置、点字ディスプレイ（聴覚障害と重複の場合）	腎臓障害	透析液加温器（腹膜透析用）	ぼうこう・直腸障害	収尿器、ストマ装具（尿路系・消化器系）、紙おむつ	その他	訓練いす・訓練用ベッド（児のみ）、火災警報器、自動消火器
障害名	申請できる品目例 ※障害種別・等級により異なります																		
視覚障害	ポータブル点字器、点字タイプライター、電磁調理器、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、時計、点字器、情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・プリンター等）、小型送信機、拡大読書器、点字ディスプレイ（聴覚障害と重複の場合）、視覚障害者用活字文書読み上げ装置																		
上下肢体幹障害	特殊便器、腰掛便座、昇降機能付便座、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具、移動リフト、歩行補助つえ、歩行支援用具、頭部保護帽、床ずれ防止用具																		
言語障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭、人工鼻																		
呼吸器機能障害	酸素ボンベ運搬車（在宅酸素療法用）、ブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター																		
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、通信装置、情報受信装置、点字ディスプレイ（聴覚障害と重複の場合）																		
腎臓障害	透析液加温器（腹膜透析用）																		
ぼうこう・直腸障害	収尿器、ストマ装具（尿路系・消化器系）、紙おむつ																		
その他	訓練いす・訓練用ベッド（児のみ）、火災警報器、自動消火器																		
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7																		

■ 日常生活用具給付事業の住宅改修

対 象	下肢、体幹機能障害・乳幼児以前の脳病変による運動機能障害２級以上の身体障害者手帳をお持ちの方。（※介護保険サービスが優先となります。） ただし、特殊便器への取替えは上肢障害２級以上の方のみ。
内 容	日常生活に著しく支障のある在宅の重度身体障害者・児が、段差解消等の住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事費を給付することができます。 ①手すりの取り付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他必要となる住宅改修 ※合計２００，０００円を上限とします。
注 意 事 項	必ず“着工前”にご相談ください。 ご本人の身体状況や住宅の状態を訪問により確認するほか、申請時には平面図や見積作成などが必要となり、給付決定まで時間を要しますのでご了承ください。 給付決定前に独自に設置した費用等は対象となりませんのでご注意ください。 ※上限額につきましては、“１家屋”あたりとなりますので、転居などにおける再申請につきましてはご相談ください。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507

■ 自動車改造費助成事業

対 象	●上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害の障害等級２級以上の方 ●就労等社会参加に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）、駆動装置（アクセル・ブレーキ）等の一部を改造する必要がある方
内 容	身体に障がいのある方が、就労等のために“普段運転する自動車”の改造費用の一部を助成します。日常的に運転することを前提としています。 障がい者本人が所有する自動車で１０万円を限度とし、１車両１回限りです。
注 意 事 項	事前に相談と申請が必要となります。 給付決定前に改造された装置類は、助成対象となりませんのでご注意ください。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507

【児童福祉法】

■ 障害児通所支援

対 象 障がいをお持ちの方（※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります）。

サービスの名称	内 容
児童発達支援	未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や学校、その他の児童が集団生活を営む施設を専門の支援員が訪問し、当該施設等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に、利用計画を作成したり、一定期間ごとに利用状況の検証を行ったり、利用者とサービスを提供する事業所との連絡調整等の支援を行います。
窓 口	大郷町役場 町民課こども健康室 TEL 3 5 9 - 3 0 3 0

【税の減免等】

■ 自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免

対象者

- 療育手帳をお持ちの方のうち、判定が「A」の方。
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、障害の等級が「1級」の方。
- 戦傷病者手帳をお持ちの方で一定以上の等級の方
- 身体障害者手帳をお持ちの方のうち、以下の表に当てはまる方。

		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		◎	◎	◎	◎		
聴覚障害			◎	◎			
平衡機能障害				◎			
音声・言語機能障害				◎			
上肢不自由		◎	◎				
下肢不自由		◎	◎	◎	○	○	○
体幹不自由		◎	◎	◎		○	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	◎	◎※1				
	移動機能	◎	◎	◎※2	○	○	○
心臓機能障害		◎		◎			
じん臓機能障害		◎		◎			
呼吸器機能障害		◎		◎			
ぼうこう・直腸機能障害		◎		◎			
小腸機能障害		◎		◎			
免疫機能障害		◎	◎	◎			
肝臓機能障害		◎	◎	◎			

◎は本人の運転のほか介護者の運転でも可 ○は本人の運転の場合のみ

※1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

※2 生計を一にする家族または常時介護する方が運転する場合、一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

内容

障がいをお持ちの方本人（本人が18歳未満の場合、または知的障害・精神障害の場合はその保護者の方）が所有する車両の自動車税や自動車取得税が減免になります。（障がい者一人につき自家用車一台が対象です。）

上記表の◎に該当する方のうち、ご本人以外が運転する場合は、保健福祉課にて発行する「生計同一（常時介護）証明書」が必要となります。その後、県税事務所の窓口にて手続きが必要になります。

①減免上限額

自動車取得税…課税標準額 250万円 × 自動車取得税率

※ 自動車取得税率（普通自動車＝税率3% / 軽自動車＝税率2%）

自動車税……………年額 43,500円上限（令和元年9月30日以前の初回登録車は45,000円）

	②申請時期 申請の翌月以後の月数に応じて月割り相当額が減免されます。(普通自動車のみ) ただし、年度途中の“名義変更”により自動車を取得された方は、次年度からの申請となります。詳しくはお問合せください。
窓 □	① 生計同一証明書の発行は・・・ (身体障害・知的障害の方は) 大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7 (精神障害の方は) 仙台保健福祉事務所黒川支所(塩釜保健所黒川支所) TEL 3 5 8 - 1 1 1 1 住所：富谷市ひより台 2 丁目 42-2 ② 減税の手続に行く場所は・・・ [普通自動車] 仙台北県税事務所 TEL 2 7 5 - 9 1 1 6 住所：仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 3F [軽自動車] 大郷町役場 税務課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 5

■ 各種税金の障害者控除

対 象	身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方は、特別障害者となります。それ以外の方は障害者という区分となります。															
内 容	◆ 障害者本人が受けられる特例															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>障害者</th><th>特別障害者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 得 税</td><td>27 万円を控除</td><td>40 万円を控除</td></tr> <tr> <td>相 続 税</td><td>70 歳到達まで 年間 6 万円を控除</td><td>70 歳到達まで 年間 12 万円を控除</td></tr> <tr> <td>贈 与 税</td><td></td><td>一定の信託受益権の価額の うち 6、000 万円まで非課税</td></tr> <tr> <td>住 民 税</td><td>26 万円を控除</td><td>30 万円を控除</td></tr> </tbody> </table>		障害者	特別障害者	所 得 税	27 万円を控除	40 万円を控除	相 続 税	70 歳到達まで 年間 6 万円を控除	70 歳到達まで 年間 12 万円を控除	贈 与 税		一定の信託受益権の価額の うち 6、000 万円まで非課税	住 民 税	26 万円を控除
	障害者	特別障害者														
所 得 税	27 万円を控除	40 万円を控除														
相 続 税	70 歳到達まで 年間 6 万円を控除	70 歳到達まで 年間 12 万円を控除														
贈 与 税		一定の信託受益権の価額の うち 6、000 万円まで非課税														
住 民 税	26 万円を控除	30 万円を控除														
内 容	◆ 障害者を扶養している方が受けられる所得控除(所得税)															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>障害者</th><th>特別障害者 (同居の場合)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者控除</td><td>27 万円</td><td>40 万円 (75 万円)</td></tr> </tbody> </table>		障害者	特別障害者 (同居の場合)	障害者控除	27 万円	40 万円 (75 万円)								
	障害者	特別障害者 (同居の場合)														
障害者控除	27 万円	40 万円 (75 万円)														
※平成 23 年分の所得税から下記の点が変わっています。 扶養控除(一般)… 16 歳以上の扶養親族に限られます。 扶養控除(特定)… 扶養控除対象者のうち、19 歳以上 23 歳未満の方。 (注) 障害者控除は 16 歳未満であっても適用できます。																
窓 □	[所得税・相続税・贈与税] 仙台北税務署 TEL 2 2 2 - 8 1 2 1 住所：仙台市上杉 1 丁目 1 番 1 号 [住民税] 大郷町役場 税務課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 5															

■ 個人事業税の非課税

対 象	重度の視覚障がい者（失明、または両眼の視力が0.06以下の者）
内 容	重度の視覚障がい者があん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、事業税は非課税となります。毎年の確定申告を漏れなく行ってください。
窓 口	仙台北県税事務所 TEL 275-9111 住所：仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 3F 個人事業税担当は 課税第1班 TEL 275-9117 / 275-9112

■ 少額貯蓄の利子等の非課税

対 象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方					
内 容	一定の手続を要件に、金融機関等から受取る利子について非課税の適用を受けることができます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>預貯金等の種類</th><th>非課税貯蓄限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など（マル優）</td><td rowspan="2">350万円</td></tr> <tr> <td>利付国債、公募地方債（特別マル優）</td></tr> </tbody> </table>	預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など（マル優）	350万円	利付国債、公募地方債（特別マル優）
預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額					
銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など（マル優）	350万円					
利付国債、公募地方債（特別マル優）						
窓 口	郵便局、各金融機関、証券会社の営業所等					

■ NHK 放送受信料の減免

対 象	全額免除 身体・知的・精神障害者の各種手帳をお持ちの方がいる世帯で<u>世帯全員が町民税非課税</u>の場合（別世帯であっても、同居者は原則として審査対象となります。） 半額免除 ①視覚・聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方が<u>世帯主で契約者</u>の場合 ②重度障害者（身体障害者手帳1級、2級、療育手帳「A」、精神障害者保健福祉手帳1級）が<u>世帯主で契約者</u>の場合
内 容	世帯の状況に応じてNHK放送受信料が「全額または半額免除」になります。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507 NHK視聴者コールセンター フリーダイヤル 0120-151515

【公共交通】

■ 各種公共交通機関の運賃割引

第1種障害者…身体障害者手帳（視覚1～3級・4級の一部、聴覚2～3級、肢体1～2級・3級の一部、ぼうこう・直腸の4級を除く内部障害1～4級）、療育手帳A所持者

第2種障害者…第1種以外の身体障害者手帳・療育手帳所持者

交通機関	対 象 者	割 引 内 容
町民バス	身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。	乗車する際、各種手帳をお持ちいただき、降りる時に運転手にご提示ください。運賃が 無料 となります。
	大郷町役場 まちづくり政策課	TEL 359-5537
鉄道（JR）	第1種身体障害者 第1種知的障害者 介護者	普通乗車券 定期乗車券（小児を除く） 回数乗車券 急行券（特別急行券を除く） } 介護者同乗時のみ 50%割引 各駅相互間※ただし、単独で乗車する場合には片道100kmを超える区間に限られます。
	第2種身体障害者 第2種知的障害者	普通乗車券 50%割引 各駅相互間※ただし、片道100kmを超える区間に限られます。
	12歳未満の第2種身体障害者 および第2種知的障害者	定期乗車券（介護者のみ）50%割引
	JR仙台駅 ※ 乗車券の購入方法はJR窓口・改札口でお問い合わせください。	TEL 266-9666
航空	①満12歳以上の第1種身体障害者 ②満12歳以上の第1種知的障害者 とその介護者	国内線全区間。 普通大人片道運賃の25%相当額を割引。 ※ただし、各航空会社により割引率が異なります。
	満12歳以上の第2種身体障害者または知的障害者	
	乗車券の購入方法等は、ご利用の航空会社へお問い合わせください。	
路線バス ※バスから降りるときに手帳をご提示ください	身体障害者手帳をお持ちの方 療育手帳をお持ちの方	普通運賃が50%割引になります。 定期運賃は30%割引になります。（大人のみ） <u>宮城交通バス</u> は、第1種手帳をお持ちの方は付添（1名まで）の方も割引対象、第2種の方は本人のみ割引対象です。 <u>仙台市営バス</u> は種別を問わず、付添の方も割引されます。

	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※ご本人のみ割引対象。 付添の方の割引はありません。	普通運賃が５０％割引になります。 ※ 定期運賃の割引はありません。
	宮城交通バス ℡ ７ ７ １－５ ３ １ ０ 仙台市交通局 ℡ ２ ２ ４－５ １ １ １	
仙台市 地下鉄	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方とその介護者	普通運賃が５０％割引になります。 定期運賃は２３．１％割引になります。 大人の方は「小児の普通乗車券」をお買い求めのうえ乗車してください。 小児の方は駅務員にお申し出ください。
	精神保健福祉手帳をお持ちの方 ※ ご本人のみ割引対象です。	普通運賃が５０％割引になります。
	仙台市交通局	℡ ２ ２ ４－５ １ １ １
タクシー・ハイヤー	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	利用運賃の１０％が割引となります。 運賃支払時に運転手に手帳を提示してください。
	宮城県タクシー協会	℡ ２ ５ ６－０ ３ ５ ６

■ 有料道路の通行料金割引

対 象	①身体障害者が運転する乗用自動車で、本人又は生計を一にする方が所有する車（身体障害者１人につき１台、営業用の車を除く） ②第１種身体障害者又は知的障害者（療育手帳Ａ）が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用自動車等で、本人又は生計を一にする者が所有する車。 ただし、これらの者が自動車を所有していない場合にあっては、第１種障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（障害者１人につき１台で、営業専用の自動車を除く。）
内 容	通勤・通学・通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者の方に対して、通行料金が半額になる制度です。 ETC 搭載の自動車でも同様に制度が利用できます。
注意事項	《ETC ご利用の場合》 登録できる ETC カードは、障害者ご本人名義のもの１枚に限ります。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 ℡ ３ ５ ９－５ ５ ０ ７

【各種割引】

■ 携帯電話使用料等の割引について

対 象	詳しくは最寄りの各取扱店でご確認ください。
内 容	携帯電話の基本使用料などの割引制度があります。
取扱い店	携帯電話会社 各社（会社ごとに異なりますので直接ご連絡ください。）

■ 電話番号の無料案内（ふれあい案内：１０４）

対 象	以下に該当する手帳をお持ちの方。 ・視覚障害 １～６級 ・聴覚障害 ２・３・４・６級 ・肢体不自由（上肢、体幹ほか運動機能障害）１・２級 ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害 ３・４級 ・療育手帳 Ａ・Ｂ ・精神保健福祉手帳 １～３級
内 容	事前に登録が必要です。登録後１０４番を利用する際に、最初に「ふれあい案内」と申し出るのと合わせて「登録番号と暗証番号」を告げると無料案内が利用可能です。FAX で利用することも可能です。
窓 口	ふれあい案内事務局 TEL ０１２０－１０４１７４ FAX ０１２０－１０４１３４

■ 郵便料金の割引

対 象	詳しくは郵便局にお問い合わせください。
内 容	盲人用録音物、点字用紙、聴覚障害者用ビデオテープ等の郵便料が半額または無料になります。
窓 口	お近くの郵便局

■ 駐車禁止の対象除外

対 象	・以下に該当する身体障害者手帳をお持ちの方。 視覚障害１～３級・視覚４級の１、聴覚障害２～３級、平衡機能障害３級 上肢不自由１級・２級の１・２級の２、下肢不自由１～４級、 体幹不自由１～３級、脳病変運動機能障害（上肢：１～２級、移動：１～２級） 免疫機能障害１～３級、内部障害１級・３級 ・療育手帳Ａ、精神保健福祉手帳１級をお持ちの方。 ・色素性乾皮症患者（小児慢性特定疾患手帳をお持ちの方） 車両の名義は家族でも可能ですが、障害者一人に対し一台のみ指定します。 詳しくは警察署にお問い合わせください。
内 容	歩行困難な身体障害者が使用する車両または生計を同一にする方が運転する車両に対し、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除外されます。
窓 口	大和警察署交通課（黒川郡大和町吉田字北谷地 27-1） TEL ３４５－０１０１

■宮城県ゆずりあい駐車場利用制度

対 象	以下の障害者手帳等をお持ちの方。 視覚障害 4 級以上、聴覚障害 3 級以上、平衡機能障害 5 級以上、肢体不自由上肢 2 級以上、肢体不自由下肢 6 級以上、肢体不自由体幹 5 級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害上肢機能 2 級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害移動機能 6 級以上、心臓機能障害 4 級以上、じん臓機能障害 4 級以上、呼吸器機能障害 4 級以上、ぼうこう・直腸の機能障害 4 級以上、小腸機能障害 4 級以上、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害 4 級以上、肝臓機能障害 4 級以上。 療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級をお持ちの方。 難病患者、要介護状態区分が要介護 1 以上、妊産婦（妊娠 7 ヶ月から産後 1 年）、医師の診断書により移動に配慮が必要な方
内 容	申請して利用証の交付を受けると、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車場区画を利用できます。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7 宮城県保健福祉部社会福祉課 TEL 2 1 1 - 2 5 1 9

【生活福祉資金の貸付制度】

制度の名称	内 容
福祉費	① 生業費…生業を営むのに必要な経費。 ② 技能習得費…技能習得に必要な経費 ③ 住宅修繕費…住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ④ 福祉用具購入費…福祉用具の購入に必要な経費 ⑤ 自動車購入費…障がい者用自動車の購入に必要な経費 ⑥ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 ⑦ 療養費…負傷又は疾病の療養に必要な経費 ⑧ 介護等費…介護保険、障害者サービス等を受けるために必要な経費 ⑨ 災害臨時費…災害を受けたことにより臨時的に必要な経費 ⑩ 冠婚葬祭費…冠婚葬祭に必要な経費 ⑪ 転居・給排水設備費…住居の転居等、給排水設備等の設置に必要な経費 ⑫ 支度費…就職、技能習得等の支度に必要な経費
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合
その他	※貸付期間、限度額、条件等は項目により異なります。
窓口	大郷町社会福祉協議会 TEL 3 5 9 - 2 7 5 3 FAX 3 5 9 - 4 8 9 6

【指定難病・小児慢性特定疾病】

■ 難病医療費助成制度

対 象	①と②、または①と③に該当する方 ①宮城県内に住民票がある方 ②指定難病の診断を受け、国の定めた病状の基準を満たしている方 ③指定難病の診断を受けているものの国の定めた基準を満たしていない場合、医療給付の申請月以前の12カ月以内に医療費が33,331円以上の月が3カ月以上ある方
内 容	対象となる方が、医療機関を受診した際の保険医療費の自己負担分を一部助成する制度です。世帯の所得等に応じた負担上限額があります。
注意事項	申請前に、主治医・医療機関の窓口・保健所にご相談ください。
窓 口	仙台保健福祉事務所黒川支所 Tel 3 5 8 - 1 1 1 1

■ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

対 象	国が定める特定の疾患にかかっている18歳未満の児童で、申請に基づき、専門の委員による審査を経て認定された場合に医療受給者証が交付されます。
内 容	対象となる児童が、医療機関を受診した際の保険医療費の自己負担分を助成する制度です。世帯の所得等に応じた負担上限額があります。
注 意 事 項	① 申請前に、主治医・医療機関の窓口・保健所にご相談ください。 ② 18歳到達時にすでにこの制度の対象となっている方で、引き続き治療が必要な場合は、20歳到達前日まで延長することができます。
窓 口	仙台保健福祉事務所黒川支所 Tel 3 5 8 - 1 1 1 1

■ 指定難病等通院介護費用交付事業

対 象	指定難病、小児慢性特定疾患、特定疾患の認定を受けている20歳未満の方で、次の要件のいずれか1つに該当する方。 ・身体障害者手帳1～2級の交付を受けている方 ・13歳未満の方 ・上記以外で通院に介護が必要と医師が認めた方
内 容	通院1日につき1,500円（月6,000円が上限）を交付します。
窓 口	仙台保健福祉事務所黒川支所 Tel 3 5 8 - 1 1 1 1

その他、指定難病・小児慢性特定疾病に関するご相談等は下記までお問い合わせください。

宮城県疾病・感染症対策課（特定疾患班） Tel 2 1 1 - 2 6 3 6

ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/situkan/tokutei/index/top.html>

【保健福祉事業】

■配食サービス事業

対 象	65 歳以上の単身世帯、高齢者世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに心身障がい者で食の自立支援が必要な方
内 容	週 3 回（月・水・金）の昼食の時間帯に、栄養のバランスの取れた食事を提供します。
費 用	1 食の自己負担額 250 円
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7

■家族介護用品支給事業

対 象	おおむね 65 歳以上の在宅高齢者または心身障がい者で、認知症または寝たきりの方で、常時オムツを使用している方。
内 容	1 カ月 3, 000 円分の家族介護用品券を 1 割（300 円）で支給します。 申請は地域の民生委員さんとなっています。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7

■災害時要援護者台帳

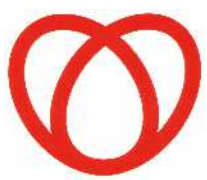
対 象	災害時に自力で避難することが困難な方で、ご家族等の支援が得られない方 ・ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみで構成されている世帯（70 歳以上） ・介護保険の要介護認定区分 3 以上の認定を受けた方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方（1・2 級） ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神保健福祉手帳の交付を受けている方 ・その他上記以外の方で、ひとりで避難できないおそれのある方
内 容	災害時要援護者台帳を町へ提出登録し、平常時から情報を共有することにより、災害時の支援（避難等の情報伝達、安否確認、避難誘導等）を行います。
注意事項	登録頂きました台帳につきましては、民生委員及び行政区長等に写しを配布します。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7

【障がい者に関するマーク】

障がい者に関するマークには、主に次のようなマークがあります。

マーク	意 味
 身体障害者標識 (クローバーマーク) (青地に白)	国家公安委員会で承認されたマークです。 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識（障がい者マーク）です。やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。 このマークの表示については、努力義務となっています。 関連団体：黒川地区交通安全協会（大和警察署交通課内） TEL 022-345-0101 ※ クローバーマークは警察署で販売しています。
 聴覚障害者標識 (ちょうちょマーク) (緑地に黄)	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 関連団体：宮城県運転免許センター 交通安全協会 TEL 022-373-3601 ※ ちょうちょマークは宮城県運転免許センター内で販売していますが、取得には特別な教習・訓練が必要です。
 障害者のための 国際シンボルマーク (青地に白)	国際リハビリテーション協会によって障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。 このマークは「すべての障がい者」を対象としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し使用されるものではありません。 関連団体：財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 購入方法は、協会ホームページ http://www.jsrpd.jp/static/symbol/symbol_02/index.html を参照してください。
 視覚障害者のための 国際シンボルマーク (青地に白)	世界盲人連合（WBU）が定めた、視覚障がい者を示す世界共通のシンボルマークです。このマークは手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。 関連団体：社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL 03-5291-7885

マーク	意 味
 聴覚障害者を表示する 国際シンボルマーク (青地に白)	このマークは、世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。1980 年に一般に紹介されてからは、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されています。 また、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。 関連団体：世界ろう連盟 財団法人全日本ろうあ連盟 本部事務所(東京) Tel 03-3268-8847
 聴覚障害者の シンボルマーク (耳マーク) (白地に緑)	聞こえない人々の存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくためのシンボルです。 このマークを提示された場合には、相手が「聞こえない」ことを理解しコミュニケーションの方法(筆談など)に配慮する必要があります。 関連団体：社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 Tel 03-3225-5600 利用方法、耳マークグッズ等の詳細は、 http://www.zennancho.or.jp/mimimark/mimimark.html を参照してください。
 ほじょ犬マーク (白地に青)	身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬を指します。補助犬はペットではありません。社会のマナーをきちんと訓練されて衛生面も管理されています。公共の施設、交通機関、デパート、スーパー、ホテル、レストランなど身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。 お店の入り口などでこのマークを見かけたり補助犬を連れている人を見かけたりしたら、ご理解・ご協力をお願いします。 関連団体：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 Tel 03-5253-1111 関連ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/
 オストメイトマーク (白地に黒、十字は白)	人工肛門、人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 関連団体：社団法人 日本オストミー協会 Tel 03-5670-7681

マーク	意 味
 ハート・プラスマーク (青地に白、 ハートと十字は赤)	身体の内部に障がいを持つ人を表現しています。 内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫）は外見からは分かりにくいいため誤解されやすく、“電車・バスなどの優先席に座りたい”“近辺での携帯電話使用を控えてほしい”といったことを我慢される場合があります。 このマークを着用されているかたを見かけた場合は、どうぞ配慮をお願いいたします。 関連団体：特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL 050-5203-0261
 ハートビル (白地に赤)	建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利となります。 法律では認定特定建築物や広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することができるようにしています。 なお、表示の際にお年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすい部分を図で示すことも有用です。 関連団体：宮城県保健福祉部社会福祉課 TEL 022-211-2519 ハートビル新法については、次のホームページをご覧ください。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.html

見かけましたら皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【その他】

■ 身体障害者補助犬貸与

対 象	視覚障害者1・2級の方で県内に1年以上居住する 満18歳以上の方 ※ 実際に盲導犬を使用した歩行訓練を4週間程度 受けていただきます	
内 容	視覚に障がいがある方が自立した生活を送るため、盲導犬を貸与します。	
窓 口	宮城県保健福祉部障害福祉課	TEL 211-2541

■ 視覚障害者向けの情報サービス

対 象	視覚障がいのある方。	
内 容	①「みやぎ県政だより」点字版・音声版発行 県の政策や地域の情報等を中心に、点字と声による広報紙を発行しています。 ②音声による各種情報の提供 電話ナビゲーションシステムを利用して、新聞や関係機関の情報を提供しています。	
窓 口	宮城県視覚障害者福祉協会	TEL 2 5 7 - 2 0 2 2

■ 福祉用具（車椅子）の貸出

対 象	町内在住の高齢者および身体に障がいのある方、病気、ケガ等で一時的に車椅子を必要とする方。 ※貸出期間：申請日より1カ月間 利用延長を希望される場合は社会福祉協議会までご相談ください。	
費 用	無料	
窓 口	大郷町社会福祉協議会	TEL 3 5 9 - 2 7 5 3

■ 点字図書・録音図書の貸出

対 象	視覚障がいをお持ちの方	
内 容	県視覚障害者情報センター（旧点字図書館）では、視覚障害者向けに、点字図書、録音図書（カセットテープ）、デージー図書（CD）の貸出を無料で行っています。図書目録の中から希望する図書を選んで、電話・メール・ファックス・郵便でお申し込みください。 図書の貸出と返却は郵送で行うことができます。（郵送料は無料です。） 1回につき5タイトル以内で、貸出期間は、郵送日を除いて原則15日間以内です。	
その他	プライベートサービス 個人的に利用する私的な図書や日常生活において必要とする説明書などを無料で点字版または録音版にして提供しております。ただし、点字用紙・CD等は実費負担となります。	
窓 口	宮城県視覚障害者情報センター 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉6丁目5番1号 TEL 2 3 4 - 4 0 4 7 FAX 2 1 9 - 1 6 4 2	